

職員研修 約20分（講義＋演習）

その投稿、 だいじょうぶ？

スマホとSNS時代の守秘義務

医療・介護の職員向け

演習2回つき

自主トレ素材庫 自主制作の見本資料（架空の事例）



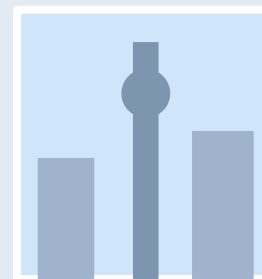
ゆう | リハビリ職

〇〇市・今日 18:42

夜勤明け。今日もがんばった！

本日の予定

10:00 田中様 歩行練習
13:30 鈴木様 入浴後
15:00 家族面談



記録

〇〇病院
リハビリ科

#リハビリ #〇〇病院 #夜勤明け



128

今日のゴールは3つです

1



なぜ、守るの？

守秘義務と、個人情報の保護

2



何から、特定される？

写真や情報の組み合わせ

3



困ったら、どう動く？

相談と、すぐの報告

こんな投稿、見たことはありませんか？



文字だけの投稿

今日担当した利用者さん、
元校長先生で字がとてもきれいだっただ。



愚痴の投稿

夜勤明け。○号室の方が一
晩中落ち着かなくて、本当
につかれた…



写真付きの投稿

リハビリ室で、みんなで記
念撮影！ #回復期リハ

どれも、書いた人に悪気はないかもしれません。

でも、3つとも問題になる可能性があります。

仕事の情報を守る、2つのルール



守秘義務

職員一人ひとりの義務

仕事で知った人の秘密を、正当な理由なく漏らさない。辞めたあとも同じです。



個人情報の保護

事業所の責任

預かった個人情報を、安全に管理する。病歴は「要配慮個人情報」として、特に慎重な扱いが必要です。

SNSへの投稿は、この両方に関わります。

守秘義務は、法律や基準で決められています

職種	決まり	ポイント
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法 第16条	資格がなくなったあとも同じ。違反は罰則の対象
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法 第46条	違反は罰則のほか、登録取消しなどの対象にも
看護師・准看護師	保健師助産師看護師法 第42条の2	資格がなくなったあとも同じ
介護サービスの職員（資格の有無を問わない）	介護保険の各サービスの運営基準（例：特別養護老人ホームの基準 第30条）	事業所は、辞めた職員が漏らさない対策も必要

ほかの医療・福祉の資格にも、同じような決まりがあります。罰則の内容は職種ごとに異なります。

名前がなくても、人は特定されます



いつ

今日の夕方



どこで

〇〇駅前の病院



どんな人

80代の男性



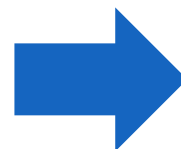
どんな状態

脳梗塞で入院中



どんな出来事

元・町内会長



「あの人の
ことだ」

1つずつでは分からなくても、組み合わせると分かかってしまいます。

この投稿、どこが危ない？



30秒、探してみましょう



写真の中に、何が写っていますか？



文章や写真以外の情報は？

ヒント：5か所あります

文章は、ふつうの「おつかれさま投稿」です。

答え合わせ：写真と情報に、こんなに写っています



- 1 ホワイトボード**
利用者さんの名前と予定
- 2 机の上の記録**
記録の中身が読めることも
- 3 窓の外の景色**
建物から、場所が分かる
- 4 名札**
病院名と部署
- 5 位置情報・ハッシュタグ**
地域と病院名を、自分で書いている

文章がふつうでも、写真に情報が写り込みます。

スマホならではの、3つの落とし穴



私物スマホで撮る

写真が自動でクラウドに保存され、家族の端末と共有されることも。



グループのチャットで誤送信

送り先を間違えると、取り消しても相手の画面に残ることがあります。

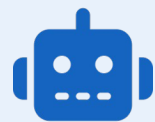


のぞき見・置き忘れ

電車やお店で画面を見られる、通知に名前が表示される。

業務の写真や連絡は、職場が決めた方法と機器で行いましょう。

生成AIに、利用者さんの情報を入れない



文章の要約や下書きに便利な生成AI。
でも、入力した内容が、サービス側で
学習などに使われることがあります。

個人情報保護委員会の注意喚起（2023年6月）

本人の同意なく個人データを入力し、応答以外の目的で
扱われた場合、法律違反になる可能性があると言われています。

✕ 名前や記録を、そのまま入力する

✕ 私物のアカウントで、業務の文章
を作る

✓ 職場が認めたサービスとルールの
範囲で使う

使う前に、職場のルールを確認しましょう。

利用者さん・ご家族とSNSでつながるとき



友達申請やフォローが来たら

職場のルールを伝えて、ていねいに断ります。

「お気持ちはうれしいです。職場の決まりで、SNSではつながれないんです」



写真を撮りたいと言われたら

ほかの利用者さんや記録が写らないよう配慮し、職場のルールを確認します。

「ほかの方が写らない場所で撮りましょうか」

ルールは、職員を守るためのものでもあります。

もし投稿してしまったら・見つけたら

1

すぐ、上司や担当者に報告

自分の投稿でも、ほかの人の投稿を見つけたときも。



2

消して終わりにしない

保存や拡散がされていることも。対応は職場の手順で。



3

一人で抱えない

隠すほど、被害は広がります。



知っておきたいこと

病歴などの情報が漏れた場合、事業所が国（個人情報保護委員会）へ報告する対象になることがあります。

早い報告が、被害を小さくします。

報告先や手順は、職場の決まりに従います。

○か×か、考えてみましょう

Q1 名前を伏せれば、病名と年齢は書いてもよい

○ / ×

Q2 退職したあとなら、前の職場の話を書いてもよい

○ / ×

Q3 鍵アカウントでも、スクリーンショットで広げることがある

○ / ×

クイズの答え



Q1 名前を伏せれば、病名と年齢は書いてもよい
組み合わせで、特定されることがあります。



Q2 退職したあとなら、前の職場の話を書いてもよい
守秘義務は、辞めたあとも続きます。



Q3 鍵アカウントでも、スクリーンショットで広げることがある
公開範囲を絞っても、外に出ることがあります。

今日の3つの約束

1

撮らない

私物のスマホで、業務の写真を撮らない

2

書かない

仕事で知ったことは、名前がなくても書かない

3

入れない

生成AIや外部のサービスに、利用者さんの情報を入れない

迷ったら、投稿する前に相談しましょう。

職場で決めたルールがある場合は、そちらに従います。

架空の事例で作成した自主制作見本です。法律の解説や法的助言ではありません。具体的な判断は、所属先の規程や担当者、専門家に確認してください。

参考資料

理学療法士及び作業療法士法 第16条・第21条（厚生労働省 資料）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000168998.pdf>

社会福祉士及び介護福祉士法 第42条第2項・第46条・第50条（日本法令外国語訳データベース）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2693/ja>

保健師助産師看護師法 第42条の2（日本法令外国語訳データベース）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2075/ja>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第30条（厚生労働省 法令等データベース）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999406&dataType=0&pageNo=1

個人情報保護委員会「漏えい等の対応とお役立ち資料」

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

個人情報保護委員会「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」（2023年6月2日）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf

確認日：2026年10月1日。法令は改正されることがあるため、使用前に最新の条文を確認してください。

架空の事例で作成した自主制作見本です。法律の解説や法的助言ではありません。具体的な判断は、所属先の規程や担当者、専門家に確認してください。